

東海市条例第15号

東海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東海市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和44年東海市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

職名	支給区分	報酬の額（円）
教育委員会委員	月額	56,000
農業委員会		
会長	月額	31,500
委員	月額	29,000
監査委員		
識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額	105,000
議会の議員のうちから選任された監査委員	月額	51,500
選挙管理委員会		
委員長	月額	26,500
委員	月額	24,500
福祉事務嘱託医	月額	103,000
農地利用最適化推進委員	月額	29,000
選挙長	1回	16,000
投票所の投票管理者	日額	18,500
期日前投票所の投票管理者	日額	16,500
開票管理者	1回	16,000
選挙立会人	1回	13,000
投票所の投票立会人	日額	15,500円（事務に従事した時間が7時間以下の場合にあっては、当該額の2分の1の額）
期日前投票所の投票立会人	日額	13,500円（事務に従事した時間が6時間以下の場合にあっては、当該額の2分の1の額）
開票立会人	1回	13,000
学校医 学校歯科医	年額	次に掲げる額の合計額 (1) 基本額 343,000円 (2) 人数割 ア 児童又は生徒1人につき

		1,400円 イ 教職員1人につき 1,500円 (3) 出校回数割 1回につき 40,000円
学校薬剤師	年額	次に掲げる額の合計額 (1) 基本額 200,000円 (2) 出校回数割 1回につき 21,000円
保育園嘱託医	年額	次に掲げる額の合計額 (1) 基本額 343,000円 (2) 人数割 1人につき 1,400円 (3) 出園回数割 1回につき 40,000円
あすなろ学園嘱託医	年額	次に掲げる額の合計額 (1) 基本額 343,000円 (2) 人数割 1人につき 1,400円 (3) 出園回数割 1回につき 40,000円
保健福祉センター嘱託医	日額	73,000円（事務に従事した時間が3時間30分以下の場合にあっては、当該額の2分の1の額）
市嘱託医	日額	40,000
特定疾病認定審査会委員	日額	40,000
障害者介護給付認定審査会 会長	日額	25,000
委員	日額	22,000
その他の非常勤の職員	日額	日額10,000円以内において市長が定める額

別表第2（第3条関係）

報酬区分	支給区分	報酬の額（円）	
年額報酬	年額	団長	243,000
		副団長	173,500
		分団長	123,000
		副分団長	99,500
		部長	52,500
		副部長	43,500
		班長	36,500
		団員	36,500
		出動報酬	日額

の額)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。